

公益社団法人日本甲冑武具研究保存会 情報公開規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本甲冑武具研究保存会（以下「日甲研」という。）の定款第46条に基づき、日甲研の情報公開に関する必要な事項を定める。

(法人の責務)

第2条 日甲研は、この規程の解釈及び運用において、一般の閲覧に供することの趣旨を尊重し、個人情報の取扱いに最大限の配慮をするものとする。

(利用者の責務)

第3条 第4条に規定する情報公開の対象資料を閲覧または謄写しようとする者は、この規程の目的に則し、情報の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。また、第三者の権利を侵害することのないように努めなければならない。

(情報公開の対象となる資料)

第4条 情報公開の対象とする資料は、次のとおりとする。

- 1.定款
- 2.役員名簿
- 3.事業報告書
- 4.事業報告の付属明細書
- 5.貸借対照表
- 6.正味財産増減計算書
- 7.財産目録
- 8.監査報告書
- 9.役員等の報酬等の支給基準並びに費用に関する規程
- 10.会費に関する規則
- 11.審査規程
- 12.個人情報保護規程
- 13.日甲研協力団体に関する規程
- 14.情報公開規程
- 15.事業計画書
- 16.理事会議事録

(公開の公益性)

第5条 前条の公開対象資料以外の情報について公開の請求があったときは、非公開とすることにより保護される利益に優越する公益上の理由があると日甲研会長（以下「会長」という。）が判断するときは、開示請求者に対し当該情報を公開するものとする。

(公開の方法)

第6条 情報公開の方法は、その対象に応じ、公告、公表、書類の事務所備え置き、日甲研のホームページ上での公開等の方法によるものとする。

(事務所備え置きの書類)

第7条 第4条に規定する情報公開対象資料のうち、事務所備え置き書類は常時事務所に置き、法令の定める期間備え置くものとする。また、法令の規定による権限を有する者に対し、閲覧又は謄写を許可するものとする。

(閲覧場所及び閲覧時間)

第8条 第4条に規定する公開対象資料の閲覧場所は日甲研事務所又は日甲研のホームページとする。

2 事務所における閲覧は、日甲研の休日以外の日とし、閲覧時間は午前11時から午後4時までとする。

(閲覧等に関する事務)

第9条 第4条に掲げる備え置き書類の閲覧又は謄写の請求があったときは、次の事務取扱いとする。

1. 様式1の閲覧（謄写）申請書を記入し提出する。
2. 閲覧（謄写）申請書を受付、日甲研の受付簿にて申請書を保管する。
3. 閲覧又は謄写希望者から謄写の請求があったときは、請求者の実費負担でこれに応じるものとする。

(手数料)

第10条 前条第3項に係る手数料は、原則実費とする。

(管理)

第11条 日甲研の情報公開に関する事務は、事務局が管理する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を以って行う。

附則

この規程は、公益法人の認定の日から施行する。

(令和7年4月1日施行)